

所得控除等の一覧表

《 控除1 》所得控除

令和8年度 市・県民税(令和7年分 所得税)

		市・県民税の控除額 []内は所得税の控除額等		要 件
雑損控除	〔(損失額-補てん金) - (所得×10%)〕 又は(災害関連支出-5万円)のいずれか多い方の金額		災害や盗難、横領により生活資産に損害を被ったとき。 【証明書が必要】	
医療費控除	(令和7年中に支払った医療費の総額) - (健康保険組合・生命保険等からの補填額) - (10万円又は総所得金額等の5%のいずれか少ない方の金額) 【控除限度額: 200万円】		本人や、本人と生計を一にする親族のために支払った医療費があるとき。 《セルフメディケーション税制(医療費控除の特例)を適用する場合》 左欄中、「医療費」を「特定一般用医薬品等購入費」に、「10万円又は総所得金額等の5%のいずれか少ない方の金額」を「12,000円」に、「控除限度額: 200万円」を「控除限度額: 88,000円」に読み替えます。 【明細書その他証明書が必要】	
社会保険料控除	健康保険料・介護保険料・後期高齢者医療保険料や国民年金・厚生年金等の社会保険料の支払金額		令和7年中に支払った金額 【国民年金は証明書が必要】	
小規模企業共済等掛金控除	小規模企業共済の掛金(旧第2種を除く。)や心身障害者扶養共済制度の掛金等		令和7年中に支払った金額 【領収書が必要】	
生命保険料控除	保険料支払金額	控 除 額	※平成23年12月31日以前に締結した契約と、翌日以後に締結した契約の双方について控除を受ける場合は、それぞれに該当する計算式から各控除額を求めます。 ◇適用限度額は「▼平成24年1月1日以後に締結(変更)した契約分」参照。	
	▼「平成23年12月31日以前」に締結した契約分			
	15,000円以下 [25,000円]	支払金額=控除額	「一般生命保険」、「個人年金保険」契約に基づいて支払った保険料(両方ある場合は、各区分の控除額の合計額) ◇適用限度額 所得税(計10万円) 住民税(計7万円) 一般生命保険料控除 50,000円 35,000円 個人年金保険料控除 50,000円 35,000円	
	15,001円～40,000円 [25,001円] [50,000円]	支払金額×50%+7,500円=控除額 [12,500円]		
	40,001円～70,000円 [50,001円] [100,000円]	支払金額×25%+17,500円=控除額 [25,000円]		
	70,000円以上 [100,001円]	一律 35,000円 [50,000円]	【証明書が必要(一般生命保険の保険料が9,000円以下の場合は不要)】	
	▼「平成24年1月1日以後」に締結(変更)した契約分		「一般生命保険」、「個人年金保険」、「介護医療保険」契約に基づいて支払った保険料(全区分の保険料を支払った場合は、各区分の控除額の合計額) ◇適用限度額 所得税(計12万円) 住民税(計7万円) 一般生命保険料控除 40,000円 28,000円 個人年金保険料控除 40,000円 28,000円 介護医療保険料控除 40,000円 28,000円	
	12,000円以下 [20,000円]	支払金額=控除額	※全ての区分において最高額が該当となる場合であっても、住民税の適用限度額は70,000円となります。 【証明書が必要(金額にかかるわらず省略不可)】	
	12,001円～32,000円 [20,001円] [40,000円]	支払金額×50%+6,000円=控除額 [10,000円]		
	32,001円～56,000円 [40,001円] [80,000円]	支払金額×25%+14,000円=控除額 [20,000円]		
	56,001円以上 [80,001円]	一律 28,000円 [40,000円]		
地震保険料控除	地 震	50,000円以下 [支払金額=控除額]	地震保険又は旧長期損害保険契約に基づいて支払った保険料 両方ある場合は、それぞれの区分の控除額の合計額 ※ただし、最高25,000円(所得税では50,000円)	
		50,001円以上 [一律 25,000円] [50,000円]	◇適用限度額 所得税(計12万円) 住民税(計7万円) 一般生命保険料控除 40,000円 28,000円 個人年金保険料控除 40,000円 28,000円 介護医療保険料控除 40,000円 28,000円	
	旧 長 期	5,000円以下 [10,000円]	※全ての区分において最高額が該当となる場合であっても、住民税の適用限度額は70,000円となります。 【証明書が必要(金額にかかるわらず省略不可)】	
		5,001円～15,000円 [10,001円] [20,000円]	支払金額×50%+2,500円=控除額 [5,000円]	◇旧長期損害保険契約 H18.12.31までに契約し、H19.1.1までに保険期間又は共済期間が開始し、満期返戻金等があり、保険期間又は共済期間が10年以上のもので、H19.1.1以後に契約の変更をしていないもの
		15,001円以上 [20,001円]	一律 10,000円 [15,000円]	◇1つの契約で地震保険と長期損害保険の両方に該当するものは、どちらか一方を選択して控除します。 【証明書が必要】
障害者控除	障害者	26万円 [27万円]	本人が障害者で合計所得金額が135万円以下の人は市・県民税は非課税	本人又は扶養親族【注1】が身体障害者手帳3～6級の人や医師等に知的障害者と判定された人など
	特別障害者	30万円 [40万円]		本人又は扶養親族【注1】が身体障害者手帳1～2級の人や医師等に重度の知的障害者と判定された人など
	同居特別障害者	53万円 [75万円]		上記の特別障害者に該当する親族で、控除を受けようとする人又はその配偶者若しくは控除を受けようとする人と生計を一にする他の親族のいずれかと同居している人
寡婦控除	寡婦控除	26万円 [27万円]	合計所得金額が135万円以下の人は市・県民税は非課税	次のいずれかに該当する合計所得金額が500万円以下の人で、ひとり親控除に該当しない人 (いずれも事実婚状態の人を除く) ①夫と死別後婚姻していない ②夫と離別後婚姻せず、扶養親族【注2】がいる
	ひとり親控除	30万円 [35万円]		合計所得金額が500万円以下の人で、配偶者と死別若しくは離婚後婚姻していない、又は未婚であり、生計同一の子【注3】がいる人(事実婚状態の人を除く)
勤労学生控除		26万円 [27万円]		合計所得金額が85万円以下の学生で、勤労によらない所得金額が10万円以下の人 【学生証等の写しが必要】
配偶者控除	本人の合計所得金額(給与だけの場合の収入)	控除額	老人の配偶者の場合の控除額	老人の配偶者とは、昭和31年1月1日以前に生まれた人 合計所得金額が58万円以下の配偶者と生計を一にする人 (事業専従者を除く)
	900万円以下 (1,095万円以下)	33万円 [38万円]	38万円 [48万円]	
	900万円超 950万円以下 (1,095万円超 1,145万円以下)	22万円 [26万円]	26万円 [32万円]	
	950万円超 1,000万円以下 (1,145万円超 1,195万円以下)	11万円 [13万円]	13万円 [16万円]	
配偶者特別控除	※裏面の《控除2》をご覧ください。		控除を受けようとする人の合計所得金額が1,000万円以下	
扶養控除【注2】	年少扶養 0円 [0円]		平成22年1月2日以降に生まれた人	老人の扶養のうち、控除を受けようとする人又はその配偶者の直系尊属(父母等)で、そのいずれかと同居している人
	一般扶養 33万円 [38万円]		平成19年1月2日～平成22年1月1日及び昭和31年1月2日～平成15年1月1日に生まれた人	
	特定扶養 45万円 [63万円]		平成15年1月2日～平成19年1月1日に生まれた人	
	老人扶養 38万円 [48万円]		昭和31年1月1日以前に生まれた人	
	同居老人等扶養 45万円 [58万円]		老人扶養のうち、控除を受けようとする人又はその配偶者の直系尊属(父母等)で、そのいずれかと同居している人	
特定親族特別控除	※裏面の《控除3》をご覧ください。		平成15年1月2日～平成19年1月1日に生まれた人で、合計所得金額が58万円超123万円以下の親族	
基礎控除	本人の合計所得金額	控除額	合計所得金額が2,500万円以下の人 ※所得税の基礎控除額について、詳細は国税庁ホームページ等をご確認ください	
	2,400万円以下	43万円 [95～48万円※]		
	2,400万円超 2,450万円以下	29万円 [32万円]		
	2,450万円超 2,500万円以下	15万円 [16万円]		

【注1】 年少扶養親族(平成22年1月2日以降に生まれた人)も含む

【注2】 他の人の同一生計配偶者や扶養親族、事業専従者になっておらず、合計所得金額が58万円以下の、生計を一にする親族(年少扶養親族も含む)

【注3】 他の人の同一生計配偶者や扶養親族になっておらず、総所得金額等が58万円以下の子(年少扶養親族も含む)

《控除2》配偶者特別控除

※控除額〔 〕内は所得税の控除額

配偶者の合計所得金額 (単位:円)	給与収入に換算した金額 (単位:円) ※給与だけの場合の収入	納税義務者の合計所得金額		
		900万円以下 (1,095万円 以下)	900万円超 950万円以下 (1,095万円超 1,145万円以下)	950万円超 1000万円以下 (1,145万円超 1,195万円以下)
		上記()内は給与収入に換算した金額		
580,001～950,000	1,230,001～1,600,000	33万円 [38万円]	22万円 [26万円]	11万円 [13万円]
950,001～1,000,000	1,600,001～1,650,000	33万円 [36万円]	22万円 [24万円]	11万円 [12万円]
1,000,001～1,050,000	1,650,001～1,700,000	31万円 [31万円]	21万円 [21万円]	11万円 [11万円]
1,050,001～1,100,000	1,700,001～1,750,000	26万円 [26万円]	18万円 [18万円]	9万円 [9万円]
1,100,001～1,150,000	1,750,001～1,800,000	21万円 [21万円]	14万円 [14万円]	7万円 [7万円]
1,150,001～1,200,000	1,800,001～1,850,000	16万円 [16万円]	11万円 [11万円]	6万円 [6万円]
1,200,001～1,250,000	1,850,001～1,903,999	11万円 [11万円]	8万円 [8万円]	4万円 [4万円]
1,250,001～1,300,000	1,904,000～1,971,999	6万円 [6万円]	4万円 [4万円]	2万円 [2万円]
1,300,001～1,330,000	1,972,000～2,015,999	3万円 [3万円]	2万円 [2万円]	1万円 [1万円]

《控除3》特定親族特別控除

※控除額〔 〕内は所得税の控除額

扶養親族の合計所得金額 (単位:円)	給与収入に換算した金額 (単位:円) ※給与だけの場合の収入	納税義務者の控除額
580,001～850,000	1,230,001～1,500,000	45万円 [63万円]
850,001～900,000	1,500,001～1,550,000	45万円 [61万円]
900,001～950,000	1,550,001～1,600,000	45万円 [51万円]
950,001～1,000,000	1,600,001～1,650,000	41万円 [41万円]
1,000,001～1,050,000	1,650,001～1,700,000	31万円 [31万円]
1,050,001～1,100,000	1,700,001～1,750,000	21万円 [21万円]
1,100,001～1,150,000	1,750,001～1,800,000	11万円 [11万円]
1,150,001～1,200,000	1,800,001～1,850,000	6万円 [6万円]
1,200,001～1,230,000	1,850,001～1,880,000	3万円 [3万円]

《収入1》給与所得の求め方

収入金額	計算式又は所得金額
0円～650,999円	0円
651,000円～1,900,000円	収入-65万円
☆ 収入=1,900,000円～6,599,999円の人 ☆	
収入金額を該当の所得計算式に当てはめる前に、端数処理を行う。	
【端数処理の計算方法】	
①収入金額÷4,000=A	
②小数点以下を切捨てたA×4,000	
1,900,001円～3,599,999円	収入×70% - 8万円
3,600,000円～6,599,999円	収入×80% - 44万円
6,600,000円～8,499,999円	収入×90% - 110万円
8,500,000円～	収入-195万円

※子育てや介護を行っている人、給与所得と公的年金等の雑所得が両方ある人は、一定の条件のもと所得金額調整控除が適用されます。

(1) 給与等の収入が850万円を超える居住者で、以下のいずれかに該当する場合、「(給与収入額(1,000万円超の場合は1,000万円)-850万円)×10%」が給与所得から控除されます。
 ・本人が特別障害者である
 ・23歳未満の扶養親族がいる
 ・同一生計配偶者や扶養親族の中に特別障害者がいる

(2) 給与所得と公的年金等の雑所得の合計が10万円超の場合、「給与所得(10万円超の場合は10万円)+公的年金等の雑所得(10万円超の場合は10万円)-10万円」を給与所得から控除します。

《税率表》

	所得割	均等割
市民税	6%	3,000円
県民税【注1】	4.025%	1,300円
森林環境税(国税)【注2】		1,000円
均等割及び 森林環境税が 非課税になる人	●同一生計配偶者・扶養親族がない場合 合計所得金額が45万円以下の人 ●同一生計配偶者又は扶養親族がいる場合 合計所得金額が次の計算式で求めた金額以下の人 (同一生計配偶者+扶養親族数+1)×35万円+31万円	
所得割が 非課税に なる人	●同一生計配偶者・扶養親族がない場合 総所得金額等が45万円以下の人 ●同一生計配偶者又は扶養親族がいる場合 総所得金額等が次の計算式で求めた金額以下の人 (同一生計配偶者+扶養親族数+1)×35万円+42万円	
非課税の範囲	●生活保護法の規定による生活扶助を受けている人 ●障害者・未成年者・寡婦またはひとり親で前年の合計所得金額が135万円以下の人	

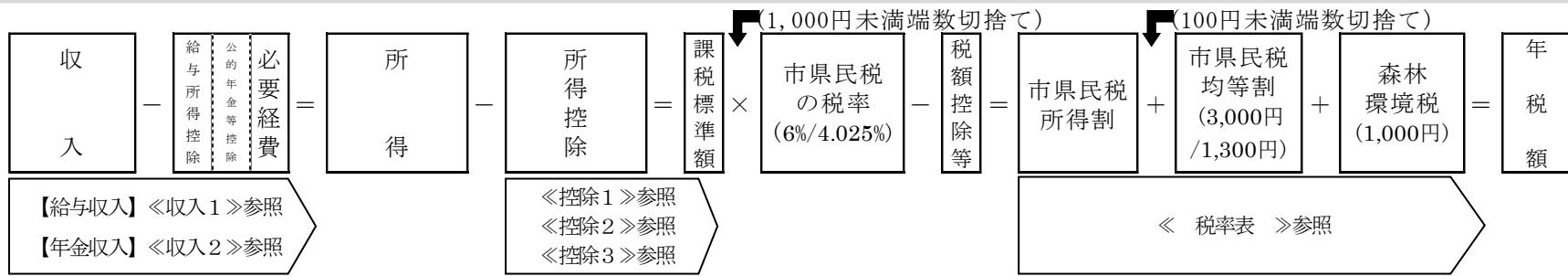
【注1】県民税は、神奈川県が水源環境保全等の事業の財源とするために超過課税(所得割の税率0.025%、均等割の額300円を上乗せ)を実施しています。

【注2】森林の整備およびその促進に関する施策の財源に充てるために創設された国税で、令和6年度より市民税・県民税の均等割と合わせて、1人年額1,000円を課課徴収することとされており、その税収は、全額が森林環境譲与税として市区町村や都道府県へ譲与されます。

※所得税	課税所得金額=A	計算式又は税額
	～195万円以下	A×5% = 税額
	195万円超～330万円以下	A×10% - 97,500円 = 税額
	330万円超～695万円以下	A×20% - 427,500円 = 税額
	695万円超～900万円以下	A×23% - 636,000円 = 税額
	900万円超～1,800万円以下	A×33% - 1,536,000円 = 税額
	1,800万円超～4,000万円以下	A×40% - 2,796,000円 = 税額
	4,000万円超～	A×45% - 4,796,000円 = 税額

※平成25年分から令和19年分までは復興特別所得税が加算されます。
 復興特別所得税=基準所得税額×2.1% 基準所得税額とは、外国税額控除前の所得税額です。

税額算出方法



お問い合わせ

■所得税について ⇒ 大和税務署 ■市民税・県民税・森林環境税について ⇒ 大和市役所 2階 市民税課

【TEL】046(262)9411

【TEL】046(260)5232～4(直通)

※この一覧表は令和7年9月現在の法令等に基づいて作成したものです。